

一宮川水系流域治水の更なる推進について

- 令和元年豪雨による浸水被害を契機として、河川整備については、一宮川中下流域で先行着手、8月末迄に短期対策を完了し、令和6年度末迄の完成を目指している。
一方で、一宮川上流域・支川についても、今年度から事業化し、流域全体でも、令和11年度末迄の完成を目指している。
- 流域対策については、中下流域で実施している内水対策に加え、田んぼダムやため池貯留の取組が中上流域に展開しつつあるほか、上流域・支川では、浸水リスクの高い地域におけるルールづくり、下流域においても、防災教育や広報啓発などの取組が行われている。
- 流域治水協議会や市町村部会などの場も設けられ、住民、農業関係者などの流域関係者の意見を聴きつつ、県、流域市町村の様々な部局が情報共有や議論を行うなど、縦横の連携を図るつながりが構築されつつある。

**市町村長
県関係課長、所長
(河川、都市、建築、農林)**

**県・市町村関係部局、
町議員、自治会長、
農業団体代表 等**

一宮川流域治水協議会

- ・一宮川流域治水プロジェクトの策定
- ・対策の実施状況のフォローアップ 等

- 流域治水協議会の開催状況
R3.3.23 第1回協議会
R3.9.14 第2回協議会
R4.2.18 第3回協議会
R4.5.30 第4回協議会
R4.9.5 第5回協議会
- 部会は市町村が事務局だが、
県が部局横断的にバックアップ

R3.5.24 第1回部会
R4.1.27 第2回部会
R4.8.4 第3回部会 (書面)

茂原市部会

- ・茂原市における具体的な対策に関する協議 等

R3.5.31 第1回部会
R3.12.23 第2回部会
(調整中) 第3回部会

長柄町部会

- ・長柄町における具体的な対策に関する協議 等

R3.5.25 第1回部会
R3.11.17 第2回部会
R4.7.5 第3回部会

長南町部会

- ・長南町における具体的な対策に関する協議 等

R4.2.17 第1回合同部会
R4.8.26 工事見学会

一宮町、睦沢町、長生村部会

- ・一宮町、睦沢町、長生村における具体的な対策に関する協議 等

自治分科会

- R3.12.15 第1回自治分科会
- ・茂原市内の関係自治会長が出席
 - ・開発規制強化、集団移転など検討中
- R4.8.4 第2回自治分科会 (書面)

農業分科会

- R3.12.15 第1回農業分科会
- ・茂原市内の農業団体代表が出席
 - ・田んぼダムなど検討中
- R4.7.22 第2回農業分科会 (書面)

徳増地区意見交換会

- R3.7.30 第1回意見交換会
R3.10.27 第2回意見交換会
- ・輪中堤、建築ルールに合意

水上地区意見交換会

- R3.7.29 第1回意見交換会
- ・遊水機能の保持について合意
 - ・中下流を守るため、流出を遅らせる対策を検討中

被害対策分科会

R3.6.23 第1回分科会

須田地区意見交換会

R3.10.13 第1回

- ・輪中堤、建築ルールについて合意

雨水貯留分科会

**県・市町村関係部局、
地区住民、自治会長、
農業団体代表**

- **一宮川水系流域治水をさらに推進するため、以下の両輪が必要と考えられる。**
 - ① **河川整備に加えて、流域対策（内水対策などのハード整備）については、国の補助制度を活用しながら加速化、着実に整備を進める。**
 - ② **住民や農業関係者、事業者など流域関係者全員が、目標を共有し、出来る事を持ち寄って（シェアして）、流域対策（水害に強いまちづくりの強化）を進める。**



これらを実行するため、令和3年11月に全面施行された**特定都市河川浸水被害対策法**を活用するとともに、**一宮川水系流域治水マスタープラン**を策定することとしたい。

特定都市河川の指定（県知事）

- 指定後、**雨水浸透阻害行為が許可制**、**雨水貯留浸透対策が義務化**（次頁）

流域水害対策計画の策定（県、流域市町村）

- 河川整備＋流域対策の**総合計画**
- 策定後、**国補助予算の支援**
- 企業が整備する雨水貯留浸透施設（30m³以上）** ※
に対し、国や自治体から**企業へ補助**、**固定資産税の減免**
※ 雨水浸透阻害行為に関する義務分は除く
雨水貯留浸透施設整備計画を県知事が認定

貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定（県知事）

- 農地等が有する貯留機能を保全**するため、**土地所有者の同意**を得て、**貯留機能保全区域の指定**により、**盛土行為等の届出制**や**固定資産税の減免**
- 著しい浸水被害の恐れのある土地**については、**浸水被害防止区域の指定**により、**開発・建築の許可制**

① **ハード整備の加速化**

② **水害に強いまちづくりの強化**

「流域治水」の本格的な実践に向けた大和川水系大和川等の特定都市河川への指定

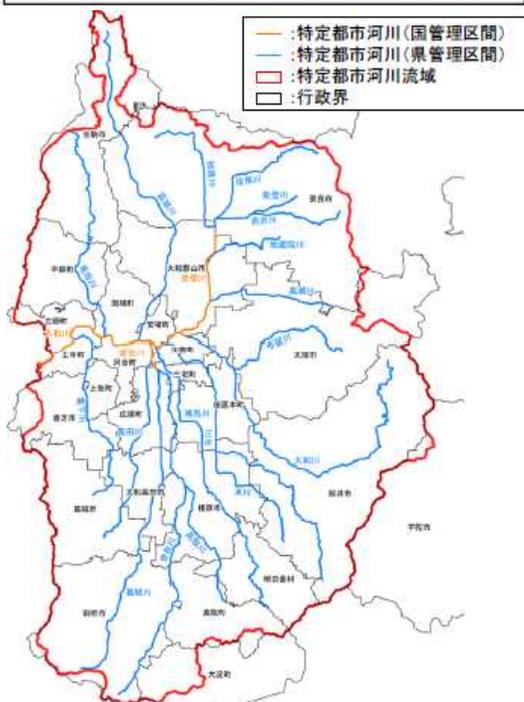
別紙1

大和川水系流域図



特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²（流域内の市町村数 25）



大和川流域総合治水対策の推進 (S60~)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5~)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の高上げ（補助率1/3⇒1/2）
固定資産税を1/6～1/2に軽減



高田土木事務所駐車場
地下貯留施設
(大和高田市栄町)



ため池治水利用
(天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる*

※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域*の指定状況
*市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

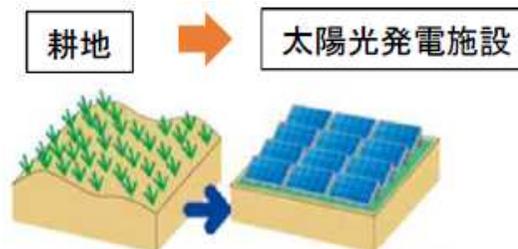
- 特定都市河川に指定されることにより、
雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、
雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可が必要になる。
（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、
雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、
流出を抑制する対策を求めるもの）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

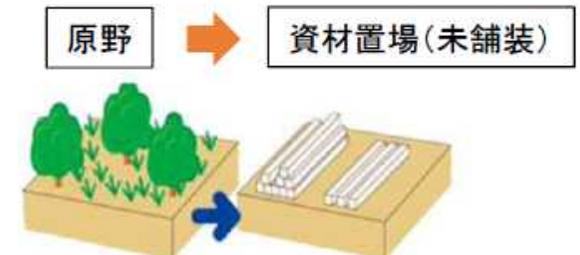
- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



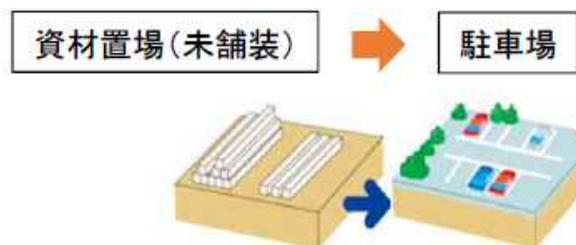
- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ ローター等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：

宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：

山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

- 「一宮川水系流域治水マスタープラン」は、住民、農業関係者、事業者、市町村、河川管理者などの流域関係者が、「流域治水」の理念や目標を共有するとともに、それぞれが取り組む具体的な対策・それらを進める工夫を持ち寄る**共通基盤（プラットフォーム）**であり、**流域関係者全員の総合計画**である。

- マスタープランの骨子案は以下のとおり。

1. はじめに

- ・ マスタープランとは
- ・ 流域治水の考え方（理念）
- ・ 目標（令和元年豪雨、気候変動への対応）

2. 対策内容

- ・ 令和元年豪雨対策（令和11年度末迄に実施）
- ・ 気候変動への対策

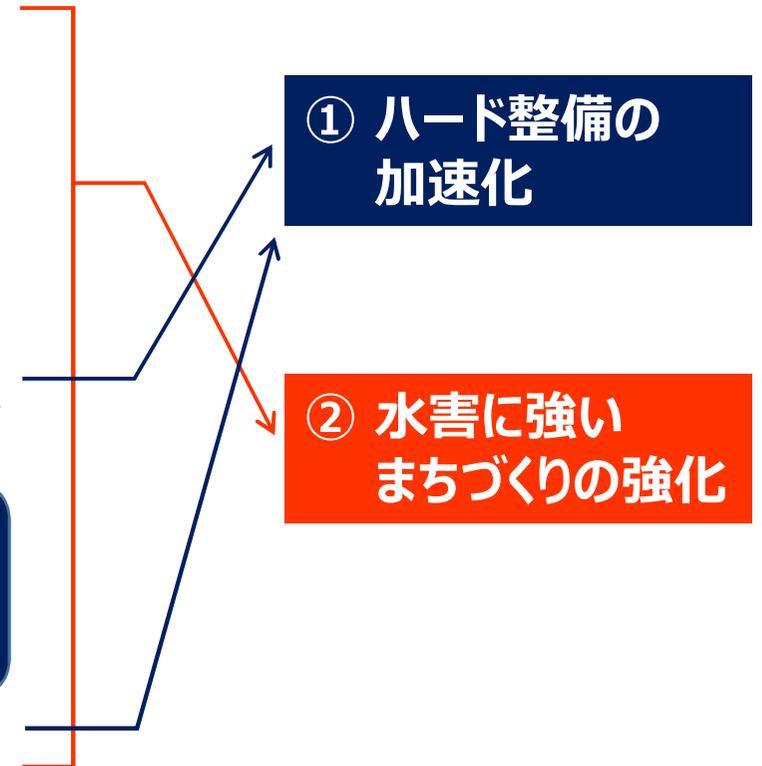
3. 実行のための仕組み

- ・ 実行体制
- ・ それぞれの役割
- ・ フォローアップ

流域水害対策計画
に位置付けて
補助予算の重点配分

① ハード整備の
加速化

② 水害に強い
まちづくりの強化



- 流域には、河川、集水域、氾濫域があり、対象範囲及び浸水対策におけるそれぞれの役割、対策区分は以下のとおりと考えられる。

区分	対象範囲	浸水対策における役割	対策区分
河川	河川区域	洪水氾濫を軽減する	河川整備
集水域	森林、農地、市街地	降雨を貯めながらゆっくり流す	流域対策
氾濫域	市街地、集落、農地	浸水被害を受けにくくする	流域対策、特殊な河川整備

- まず、河川整備及び内水対策などのハード整備は、一定規模の降雨に対して、氾濫の発生を防止するとともに、それを超える降雨に対しても被害を軽減する効果があるため、計画に基づき着実に推進する。
- ハード整備の水準を上回る規模の降雨に対しては、かつて地域で共有していた「水防災意識」を再び取り戻し、流域全体で被害を低減できるよう、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して行う。したがって、「流域治水」の主体は、流域関係者全員である。
- また、「持続可能なまち」を目指し、水防災と併せて、環境との調和や、水辺利用の促進など、魅力向上を図っていく。

- 以下の降雨規模に応じた目標について、
外水氾濫及び内水氾濫も含めて、総合的に設定するものとする。

1. 県内河川の整備水準程度の降雨※

※ 県内河川において、20～30年間で計画的に実施する
河川整備の目標である年超過確率1/10の降雨

令和11年度末迄に
実施

2. 令和元年豪雨と同規模の降雨

3. 上記を上回る規模の降雨 (気候変動による豪雨の激甚化)

- **流域水害対策計画**は、特定都市河川流域において**浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図る**ために、河川管理者等が共同して策定するものであり、以下の項目を位置付ける。
 - ・ 浸水被害対策の基本方針
 - ・ 河川の整備に関する事項
 - ・ 下水道整備に関する事項
 - ・ 上記以外の浸水被害の防止を図るための雨水の貯留や浸透に関する事項等
 - ・ 計画期間
 - ・ 都市浸水想定
 - ・ 民間事業者等が設置する雨水貯留浸透施設の認定に関する基本的事項
 - ・ 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
 - ・ 浸水被害防止区域及び貯留機能保全区域の指定の方針
- **一宮川水系流域治水マスタープラン**のうち、**令和元年豪雨対策**を**流域水害対策計画**として位置付けたい。

令和4年度

特定都市河川の指定

- ・ **パブリック・コメント**や**一宮川流域通信**で事前周知や意見聴取したうえで、**法手続きを経て令和4年度末迄に、指定の告示**
(指定の施行は令和5年度を想定)

流域治水マスタープラン（流域水害対策計画）の策定

- ・ **次回の流域治水協議会**で案を提示
令和5年度にかけて、**パブリック・コメント**など法手続きを行ったうえで策定

令和5年度以降

貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定

- ・ **地域との合意を大前提に、必要に応じて指定を検討**